

昨年まで、中国における有効発明特許件数、87.5万件達し

2月22日、中華人民共和国2012年度国民経済及び社会発展統計公報の発表によれば、昨年までの年末まで、中国大陸地域における有効な発明特許の件数は87.5万件に達し、うち、国内の有効発明特許の件数は43.5万件に達して49.7%占めているという。

同統計公報は、昨年中、中国大陸地域では、国内外の特許出願計205.1万件を受理し、うち、国内出願は188.6万件で全体の91.9%を占め、国内外の発明特許出願65.3万件を受理し、うち、国内出願は52.3万件で80.1%を占め、そのほか、昨年中、中国大陸地域では、特許権計125.5万件が付与され、うち、国内特許権は114.4万件で91.1%を占め、中国大陸地域では、発明特許権21.7万件が付与され、うち、国内特許権は13.7万件で63.2%を占めていたことを示している。

2012年、中国大陸地域における発明特許の授権件数、21万件上回る

2月21日、国家知識産権局は北京で記者発表会を開き、2012年度中国における発明特許の授権状況を発表した。国家知識産権局副局長甘紹寧氏は次のように説明している。昨年中、中国大陸地域における発明特許の授権件数は21.7105万件に達し、同期に比べて26.1%の増加がみられ、うち、国内発明特許の授権件数は14.3847万件であり、前年に比べて28%の増長がみられ、発明特許の授権総数の66.3%を占め、国内発明特許のうち、職務発明特許の授権件数は12.5954万件であり、87.6%を占めていたという。

特に、今年、国家知識産権局は初めて前年度中国大陸におけるPCT国際特許出願の受理状況及びランキング10位内の省（市、区）を発表した。また、昨年、国家知識産権局はPCT国際特許出願計1.9926万件を受理し、前年に比べて14.0%の増長がみられ、うち、国内出願は9割を占めていた。そして、2012年、PCT国際特許出願の件数が100件を超える省（市、区）は16箇所に達し。

同説明によれば、2012年末まで、比較的高レベルの特許品質指標を代表し、特許技術及び市場価値を表す国内の有効な発明特許の所有量は43.5151万件に達し、人口1万人当たりの発明特許の所有量は3.2件に達したと言い、これは、人口1万人当たりの発明特許の所有量が3.3件という指標を国家「十二五」計画綱要に納入することの特許創出に対する著しい促進作用を十分に示している。

同甘紹寧氏は、2012年、中国大陸地域における授権済み発明特許の主な特徴は主に次のところに表れていると話した。即ち、第一に、発明特許の累計授権件数は100万件を超えていること；第二に、企業の技術イノベーションの主体地位が逐次に確立していくこと；第三に、発明特許が経済発展をサポートしていくという作用が日々目立つようになったこと；第四に、発明特許の授権分布は集中する体勢を示し続けていること；第五に、一部の重要な技術分野において、わが国の特許の実力はまだ強まる余地があること。（于朗添 崔静思）

わが国、著作権法実施条例では行政処罰罰金額引き上げ

先日、国務院が現行の『中華人民共和国著作権法実施条例』、『情報ネットワーク伝播保護条例』、『コンピューターソフトウェア保護条例』について改正を行い、著作権侵害行為に対する行政処罰を強化しようとした。インターネットを通じて無断で作品を伝播するなどの権利侵害行為に対して、行政処罰罰金額を現行の非法経営額の3倍から5倍に引き上げ、不法経営額がなく、または、不法経営額が5万元以下の場合、行政処罰罰金額の上限を現行の10万元から25万元に引き上げたことを明らかにした。

『国務院による「中華人民共和国著作権法実施条例」の改正に関する決定』に基づき、それに掲げられた権利侵害行為があると共に、社会公共利益を害し、かつ不法所得が5万元以上に達した場合、著作権行政管理部門は、不法所得の1倍以上、5倍以下の罰金を課すことができるとされ、罰金の上限を現行の3倍から5倍に引き上げるとともに、「不法所得の1倍以上」という下限を設けた。そして、不法所得がなく、または、不法所得が5万元以下の場合には、現行の10万元以下の罰金額を25万元以下に引き上げた。

それとともに、国務院は『情報ネットワーク伝播保護条例』について改正を行い、第18条、第19条に定められていた「10万元以下の過料を科す」を「不法所得が5万元以上の場合にその金額の1倍以上、5倍以下」と「不法所得がなく、または、不法所得が5万元以下の場合に、情状によっては25万元以下」の過料を課すと改正した。

『コンピューターソフトウェア保護条例』の規定によれば、ソフトウェア著作権者の許諾なしに関連権利侵害行為があると同時に、社会公共利益を損害する場合には、著作権行政管理機関は侵害行為の差止め、違法所得の没収、侵害複製品の没収廃棄を命じ、併せて罰金を課すことができるとされている。（知識産権報 取材者 劉仁）

ブロードバンド移動通信プロジェクト、特許出願計6630件

近頃、中国科学技術部からの情報によると、2012年年末まで、「新世代ブロードバンド無線移動通信ネット」と呼ばれる科学技術重要プロジェクトは、国内外特許出願計6630件を提出し、うち、授権された特許は850件であり、コンピューターソフトウェアに係る著作権481件を取得し、中では、国家標準117項、業界標準221項を制定し、それにより、新たに増加された製品価値は約117億元に達したという。

また、関係筋によると、ブロードバンド移動通信プロジェクトに係るTD-SCDMAは中国が持ち出した、自主知的財産を有する第三代移動通信の国際標準であり、TD-LTEはTD-SCDMAのロング・ターム・エボリューションであり、中国では、当面、TD-LTEに関し規模を拡大させる実験を正式に開始したという。（知識産権報）